

高松市版訪問型・通所型サービスの概要及び基準（案）について

I 訪問型サービスの概要及び基準について

- 1 訪問型サービスの類型（国のガイドラインによる）
- 2 高松市版訪問型サービスの考え方
- 3 訪問型サービスの概要
- 4 訪問型サービスの人員、設備等の基準

II 通所型サービスの概要及び基準について

- 1 通所型サービスの類型（国のガイドラインによる）
- 2 高松市版通所型サービスの考え方
- 3 高松市の介護予防事業等
- 4 通所型サービスの概要
- 5 通所型サービスの人員、設備等の基準

I 訪問型サービスの概要及び基準について

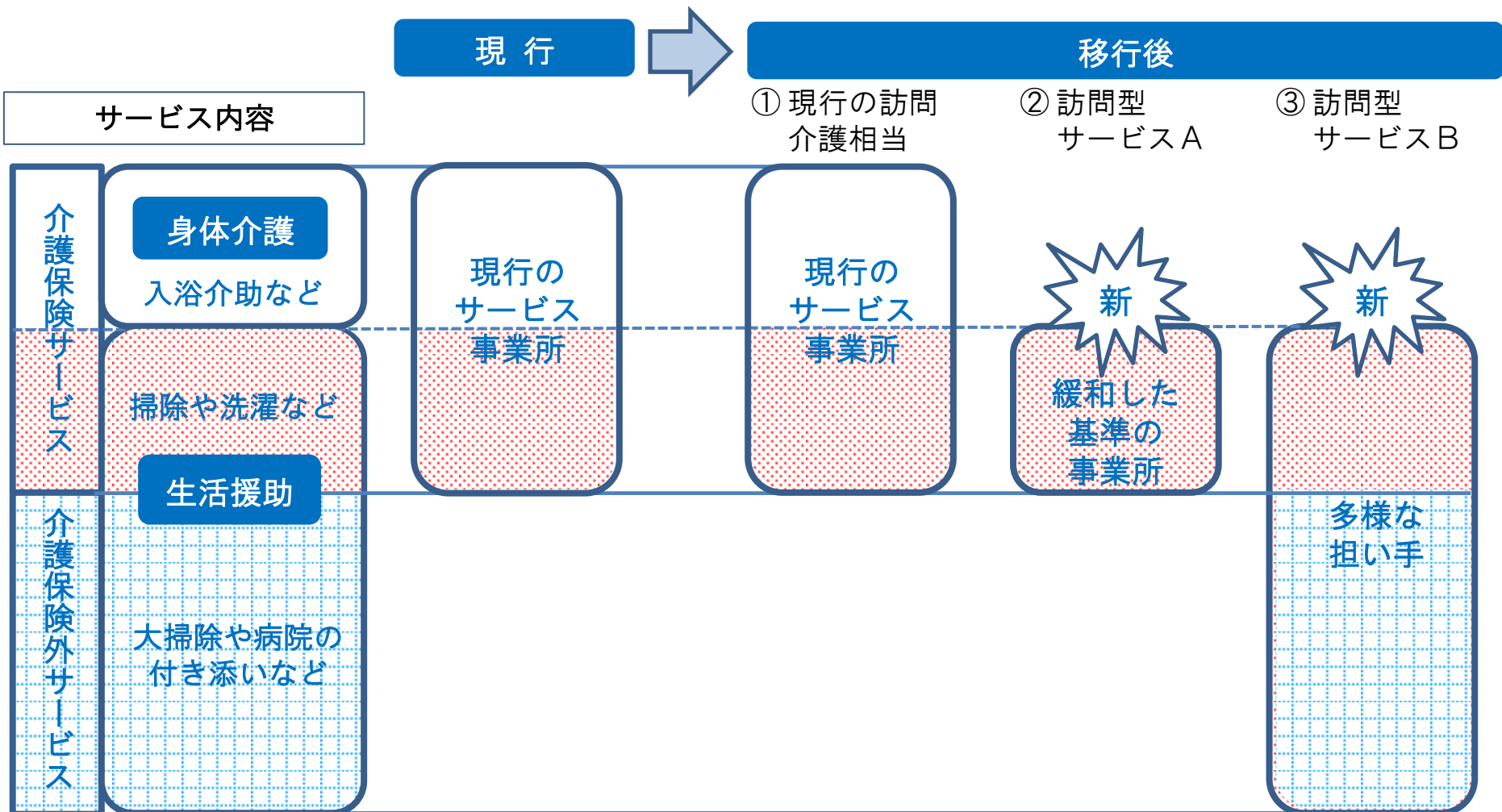
1 訪問型サービスの類型（国のガイドラインによる）

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	① 訪問介護	② 訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 訪問型サービスB (住民主体による支援)	④ 訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤ 訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<p>○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース</p> <p>○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下により、日常生活に支障がある症状・行動を伴う者・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者等 <p>※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</p>	<p>○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース <p>※3～6ヶ月の短期間で行う</p>	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助（助成）	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員（訪問介護事業者）	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職（市町村）	

2 高松市版訪問型サービスの考え方

基本的な考え方

要支援者相当の高齢者を対象とし、加齢により心身機能が低下しても、残存能力を活用しつつ、一部介助が必要となった日常生活上の行為（掃除、買い物等）に対し、適切に必要な援助を提供することで、自立を支援することを目的とする。



3 訪問型サービスの概要

	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	① 訪問介護	② 訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 訪問型サービスB (住民主体による支援)	④ 訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	
サービス内容	現行の予防訪問介護と同様、身体介護、生活援助を訪問介護員等の 専門職 により提供	専門職等の人員要件を緩和し、専門職による支援の必要性の低い生活援助を中心としたサービスを提供 ※入浴、排せつ、服薬介助等 身体介護は対象外	住民主体の自主活動として行う生活援助等	専門職による居宅での相談指導等 生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能向上等のプログラムを提供 必要に応じて、自宅内での自主トレーニングの提案や住宅改修等の相談に応じ、活発かつ持続可能な自宅での生活スタイルを提案	
サービス提供の考え方	○既に①のサービスを利用しているケースで、代替案のサービス利用が困難なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進	○買い物、調理、掃除など、必ずしも専門的な支援が必要なものではないケース (例) ・認知機能は問題なく、ADL（日常生活動作）、IADL（手段的日常生活動作）はほぼ自立しているが、腰痛や膝痛、筋力低下のため重いものが持てない、しゃがむ姿勢が困難、長時間の立位が困難な者	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の利用を促進	○体力の改善に向けた支援が必要なケース ○ADL（日常生活動作）、IADL（手段的日常生活動作）の改善に向けた支援が必要なケース ※3か月の短期間で行う	○通所型サービスC（短期集中予防サービス）を利用中の者 ○体力の改善に向けた支援が必要なケース ○ADL（日常生活動作）、IADL（手段的日常生活動作）の改善に向けた支援が必要なケース ※3か月の短期間で行う
対象にならないサービス	本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることは対象外 ・本人以外の家族のための家事・部屋の模様替え ・草むしり、花木の手入れ ・大掃除や家屋の修理等		身体介護	身体介護、生活援助	
備考	週1～3回程度 (状況に応じて実施)	1回60分程度		1回60分程度 月2～4回程度 (状況に応じて実施)	1回60分程度 通所型サービスC利用期間中に1～3回程度

4 訪問型サービスの人員、設備等の基準

※赤字は、現行相当サービスと緩和した基準によるサービスの基準の相違部分
 ※下線は、市町村が基準を定める際に、法令により必ず遵守すべき事項

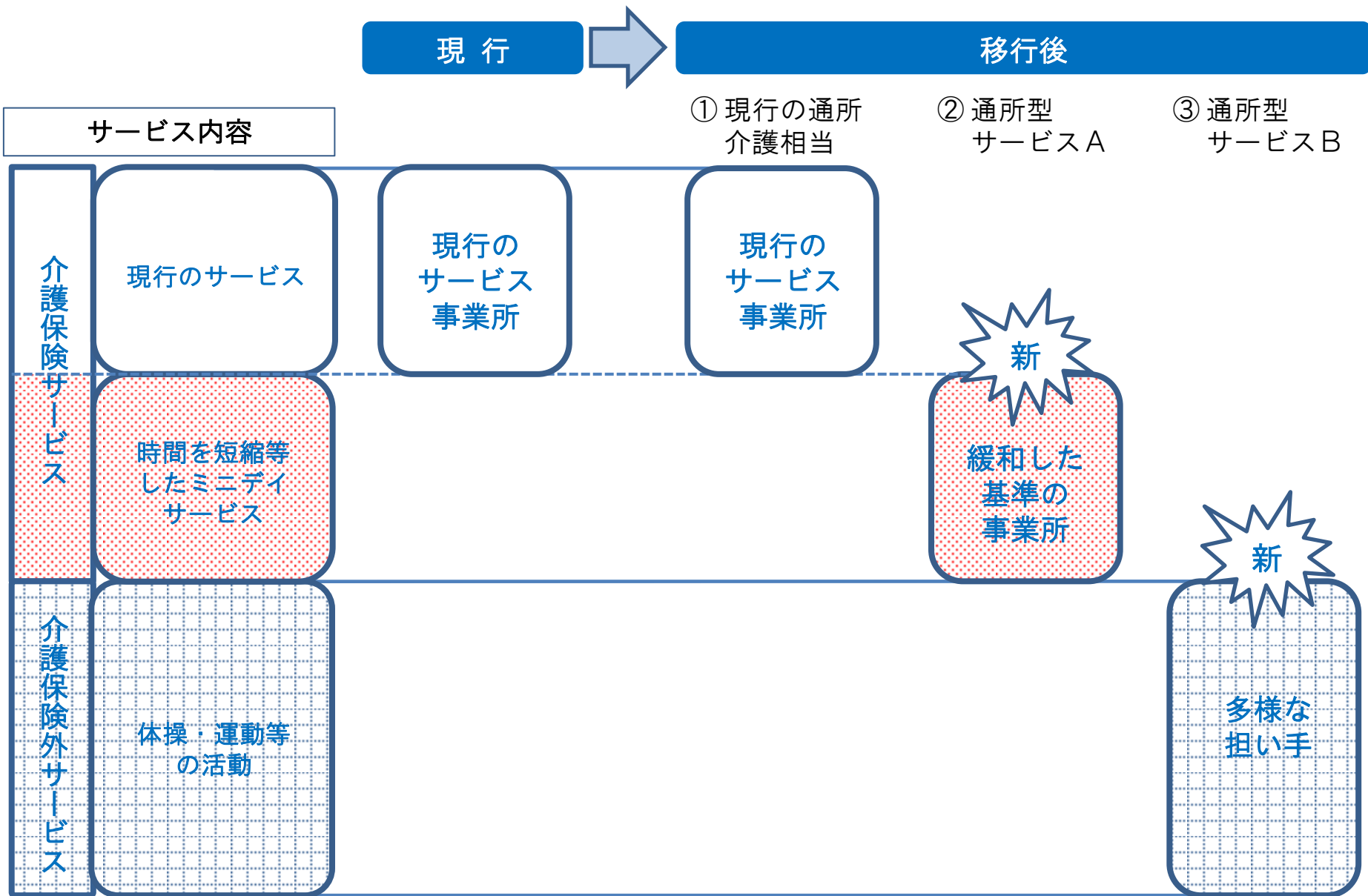
	① 現行相当サービス	② 訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 訪問型サービスB (住民主体による支援)	④ 訪問型サービスC (短期集中予防サービス)
人員	①管理者※ ¹ 常勤・専従 1 以上 ②訪問介護員等 常勤換算 2.5 以上 【資格要件：介護福祉士、介護職員 初任者研修等修了者】 ③サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、 利用者40人に1人以上※ ² 【資格要件：介護福祉士、実務者研 修等修了者、3年以上介護等の業 務に従事した介護職員初任者研修 等修了者】 ※ ¹ 支障がない場合、他の職務、同 一敷地内の他事業所等の職務に 従事可能 ※ ² 一部非常勤職員も可能	①管理者※ 専従 1 以上 ②従事者 必要数 【資格要件：介護福祉士、介護職員 初任者研修等修了者又は一定の研 修受講者】 ③訪問事業責任者 従事者のうち必要数 【資格要件：従事者に同じ】 ※支障がない場合、他の職務、同 一敷地内の他事業所等の職務に従事 可能	① - ②従事者 必要数 ③ -	① - ②従事者 必要数 ③ -
設備	①事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ②必要な設備・備品		①サービスを提供するために必 要な場所 ②必要な設備・備品	-
運営	①個別サービス計画の作成 ②運営規程等の説明・同意 ③提供拒否の禁止 ④訪問介護員等の清潔の保持・ 健康状態の管理 ⑤秘密保持等 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供等 (現行の基準と同様)	①必要に ^{赤字} 応じ個別サービス計画 の作成 ②運営規程等の説明・同意 ③ - ④従事者の清潔の保持・健康状 態の管理 ⑤従事者又は従事者であった者 の秘密保持 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供	① - ② - ③ - ④従事者の清潔の保持・健康状 態の管理 ⑤従事者又は従事者であった者 の秘密保持 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供	①個別サービス計画の作成 ②運営規程等の説明・同意 ③ - ④従事者の清潔の保持・健康状 態の管理 ⑤従事者又は従事者であった者 の秘密保持 ⑥事故発生時の対応 ⑦ -
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助	直接実施／委託
サービス 提供者 (想定)	指定介護予防事業所 (みなし指定)	指定介護予防事業所(みなし指 定)、シルバー人材センター、N P O、協同組合、民間事業者等	ボランティア主体	理学療法士、作業療法士、保健 師等(必要に応じて、管理栄養 士、言語聴覚士、歯科衛生士等 と共に実施)
現行類似サ ービス主体	市内事業所 130か所程度	シルバー人材センターなど	地域住民など	直接実施(通所型とセットでの 実施はしていない)

Ⅱ 通所型サービスの概要及び基準について

1 通所型サービスの類型（国のガイドラインによる）

基準	現行の通所介護相当		多様なサービス	
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能 訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自 主的な通いの場	生活機能を改善するための運 動器の機能向上や栄養改善等 のプログラム
対象者とサービス 提供の 考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○既にサービスを利用してお り、サービスの利用の継続 が必要なケース ○「多様なサービス」の利用 が難しいケース ○集中的に生活機能の向上の トレーニングを行うことで 改善・維持が見込まれる ケース <p>※状態等を踏まえながら、多様 なサービスの利用を促進して いくことが重要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様な サービス」の利用を促進 		<ul style="list-style-type: none"> ・ADLやIADLの改善に 向けた支援が必要なケース 等 <p>※3～6か月の短期間で実施</p>
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助（助成）	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報保護等の 最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス 提供者 (例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

2 高松市版通所型サービスの考え方



3 高松市の介護予防事業等

< 現行 >

■二次予防事業（はつらつ介護予防教室）

- 委託実施（通所介護事業所等53か所で実施）
- 週1回 3か月間 計12回実施（1.5時間/回）
- 参加者数：2,140人【H26実績】（毎年増加）
- 参加者数の65歳以上人口に占める割合が高い
高松市 1.7% 香川県 1.3% 国 0.7%【H24実績】
- 介護予防教室参加者と非参加者の介護認定率
参加者 8.4% 非参加者 9.3%【H26実績】
一定程度介護予防効果あり

■一次予防事業（継続教室）

- 直営・委託実施（通所介護事業所等36か所で実施）
- 月2回（1.5時間/回）
- 参加者数：1,426人【H26実績】（毎年増加）
- 継続教室参加者と非参加者の介護認定率
参加者 4.8% 非参加者 15.5%【H26実績】
はつらつ+継続教室参加者の方が介護予防効果が高い

■居場所づくり事業

- 159か所で介護予防の体操を実施
- 維持・改善率 97%（主観的健康感）

< 移行後 >

通所型C：短期集中予防サービス

- 専門職**（理学療法士、作業療法士、健康運動指導士等）の積極的な導入を行い、生活機能低下の原因を探り、課題解決に向けた集中的ケアの取組が重要。

通所型A：緩和した基準によるサービス

- 心身機能が維持できるよう、**継続的・定期的**に通う場が必要。
- 独居・超高齢・有疾病等により、状態を維持する上で、**皆と一緒に**食事、レクリエーション、体操をすることで閉じこもり予防につながる。
- 居場所等への移行を目指す。

通所型B：住民主体による支援

検討中

■ニーズ調査の結果（H27.5実施）

- 専門性の高い内容**を望む声が高い
- サービス利用者の6～7割が、**独居・高齢者夫婦のみの世帯**である
- 二次予防事業利用者の声
「ずっと**継続**して通いたい！」 「**有料**になっても**週1回**は通いたい！」

4 通所型サービスの概要

	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	現行の通所介護と同様のサービス	介護職員等の人員要件を緩和してサービスを提供 <ul style="list-style-type: none"> ・体操（生活機能向上） ・レクリエーション ・食事 ・入浴 など （事業所、サービス提供時間により異なる）	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画作成 ・サービス計画を基に生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能向上等のプログラムを提供 ・事前事後アセスメント
サービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース（「入浴」や長時間の利用が必要な者） (例) ・認知症の進行等による家族の負担が大きく、長時間の利用が必要な者 ・転倒の危険性が高い者 ・不定愁訴等、精神の不安定さがあり、長時間利用が望ましい者 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ADL（日常生活動作）、IADL（手段的日常生活動作）はほぼ自立しているが、継続参加することで状態が維持できると思われるケース 	<ul style="list-style-type: none"> ○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の利用を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ADL（日常生活動作）、IADL（手段的日常生活動作）の改善に向けた支援が必要なケース (例) ・骨、関節疾患あるいは、肺炎等一時的な体調の悪化により、廃用化が進行し、ADL（日常生活動作）・IADL（手段的日常生活動作）が著しく低下している者 ・退院直後等リハビリが必要な者 ※3か月の短期間で実施
送迎	自宅からデイサービスの間の送迎を行うことを基本とする。	送迎ありを基本とするが、事業所によっては、送迎を行わないこともある。	送迎なしを基本とする。	送迎ありを基本とするが、事業所によっては、送迎を行わないこともある。
提供時間	1回3時間以上 (事業者ごとに異なる)	1回2時間以上 (事業者ごとに異なる)		1回1時間30分程度 週1回

5 通所型サービスの人員、設備等の基準

※赤字は、現行相当サービスと緩和した基準によるサービスの基準の相違部分
 ※下線は、市町村が基準を定める際に、法令により必ず遵守すべき事項

u003c/pu003e

	① 現行相当サービス	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
人員	①管理者※ 常勤・専従1以上 ②生活相談員 専従1以上 ③看護職員 専従1以上 ④介護職員 ～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に 専従0.2以上 (生活相談員、介護職員の1以上は 常勤) ⑤機能訓練指導員 1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一 敷地内の他事業所等の職務に従事 可能	①管理者※ 専従1以上 ② - ③ - ④従事者 ～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に 専従0.1以上 ⑤ - ※支障がない場合、他の職務、同一 敷地内の他事業所等の職務に従事 可能	① - ② - ③ - ④従事者 必要数 ⑤ -	① - ② - ③ - ④従事者 利用者 ～15人 2人 15～25人 3人 ⑤ - ※実施するプログラム(運動器機能 向上プログラム、栄養改善プログ ラム、口腔機能向上プログラム) に応じて、それぞれ専門職の配置 が必要
設備	①食堂・機能訓練室 (3㎡×利用定員以上) ②静養室・相談室・事務室 ③消火設備その他の非常災害に 必要な設備 ④必要なその他の設備・備品	①サービスを提供するために必 要な場所(3㎡×利用定員以上) ② - ③消火設備その他の非常災害に 必要な設備 ④必要なその他の設備・備品	①サービスを提供するために必 要な場所 ② - ③ - ④必要な設備・備品	①運動器機能向上プログラム 利用者1人当たり概ね3㎡以上 ②その他、個別の相談が可能なこと ③消火設備その他の非常災害に 必要な設備 ④ -
運営	①個別サービス計画の作成 ②運営規程等の説明・同意 ③提供拒否の禁止 ④従事者の清潔の保持・健康状 態の管理 ⑤秘密保持等 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供等 (現行の基準と同様)	①必要に応じ個別サービス計画 の作成 ②運営規程等の説明・同意 ③ - ④従事者の清潔の保持・健康状 態の管理 ⑤従事者又は従事者であった者 の秘密保持 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供	① - ② - ③ - ④従事者の清潔の保持・健康状 態の管理 ⑤従事者又は従事者であった者 の秘密保持 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供	①個別サービス計画の作成 ②運営規程等の説明・同意 ③ - ④従事者の清潔の保持・健康状 態の管理 ⑤従事者又は従事者であった者 の秘密保持 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供 ⑧評価判定、報告
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助	直接実施/委託/事業者指定
サービス 提供者 (想定)	指定介護予防事業所 (みなし指定)	指定介護予防事業所(みなし指 定)、スポーツジム、スイミング クラブ、NPO、民間事業者等	ボランティア主体	保健・医療の専門職、指定介護 予防事業所(みなし指定)、スポ ーツジム、スイミングクラブ等
現行類似サー ビス主体	市内事業所 175か所程度	市内委託事業所 36か所 「介護予防教室継続教室」	居場所づくり事業など	市内委託事業所 53か所 「はつらつ介護予防教室」